当麻町まちづくり推進支援事業助成金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、当麻町内において実施する地域活性化への取り組みを推進するため、グループや団体の創意と工夫ある自主的・主体的なまちづくり事業に対し、活動などに要する費用の一部について、予算の範囲内で助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（事業の対象者）

第２条　事業の対象となるグループ及び団体（以下「団体」という。）は、次に掲げる者で構成される団体とする。

　(１)　町内に住所を有している者

　(２)　町内の事業所等に勤務する者

　（助成対象事業）

第３条　助成金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

　(１)　文化・スポーツの振興に関する事業

　(２)　観光振興に関するイベント等の催事に関する事業

(３)　町民の生活向上、自然、歴史等の地域資源を生かした事業

　(４)　その他町長が特に認める事業

２　助成対象事業は、原則として１団体につき、各年度１事業とする。

　（助成対象経費）

第４条　助成対象経費は、食糧費及び備品購入費を除く当該経費とする。

　（助成金の額）

第５条　助成金の額は、前条に規定する助成対象経費に３分の２を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内とし、その上限は、100,000円とする。

　（助成の条件）

第６条　助成金の交付条件は、次のとおりとする。

　(１)　他の補助金及び助成金の対象事業になっていないこと。

　(２)　当該年度に事業が完了するもの。

　(３)　政治活動・宗教活動及び営利活動を目的としないもの。

　（助成金の申請）

第７条　助成金の交付を受けようとするグループ及び団体は、助成金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　(１)　事業計画書及び収支予算書

　(２)　その他町長が必要と認めた書類

　（助成金の交付決定）

第８条　町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合には、助成金交付決定通知書（別記第２号様式）により助成金の交付を行うものとする。

（事業の中止又は変更）

第９条　助成金申請者は、やむを得ない事情によりイベント等を中止し、又は変更するときは、速やかに中止（変更）届出書（別記第３号様式）を町長に提出しなければならない。

　（実績報告及び助成金の請求）

第10条　助成金申請者は、事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告書（別記第４号様式）及び助成金請求書（別記第５号様式）を町長に提出しなければならない。

（助成金の支払）

第11条　町長は、前条の助成金実績報告書及び助成金請求書を審査のうえ適当と認めたときは、助成金の交付を行うものとする。

　（その他）

第12条　町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた団体に対して、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

　（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。